

別記第二様式(第百四十七条関係)

折目

裏

折目

表

記載欄 きさいらん		注意 ちゅうい	
反対 はんたい	賛成 さんせい	○の記号以外は なにかとも書かないこと。	
一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。 三 ○の記号以外はなにかとも書かないこと。			
日本国憲法改正国民投票 在 外 投 票			
中央選挙管理会印			

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から○の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき中央選挙管理会の印は、刷込み式にことができる。
- 四 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。